

全国海運組合連合会
第313回理事会議事録

日 時 平成26年3月19日(水) 12:00~13:35

場 所 神戸・生田神社会館・4階会議室

出席者 理事40名 (別紙名簿の通り)

議 題

1. 船主部会委員交代に係る件
2. 諸法制見直し検討委員会・活性化PT合同委員会審議内容並びに活性化PT審議内容に係る件
3. 6級海技士(機関)短期養成制度創設に係る件
4. 内航主要オペレーター輸送動向(1月実績値)に係る件
5. 海技教育機構の入学定員等に係る件
6. 総連合会・環境安全委員会関係
7. その他
 - (1)消費税引き上げに伴う船舶内テレビNHK受信料変更に係る件
 - (2)内航表示板作成取り次ぎ廃止の件
 - (3)その他 今後の会議日程について

議 事

定刻、事務局より過半数の理事の出席を得て本理事会は適法に成立した旨報告し、定款の定めにより小比加会長が議長となり開会挨拶の後、本理事会の議事録署名人に議長の他、寺岡副会長並びに中島専務理事を指名し、議事に入った。

議題1. 船主部会委員交代に係る件

議長の指示により、事務局は当該組合から提案のあった船主部会委員交代願いについて、以下の通り説明した。

提案組合：東海内航海運組合 (敬称略)

(新)

(旧)

加賀 靖彦
名古屋港平水汽船協業組合
理事長

三浦 信吾

以上の説明の後、議長が本件を諮った処、全員の異議が無く承認された。

議題2. 諸法制見直し検討委員会・活性化PT合同委員会審議内容 並びに活性化PT審議内容に係る件

議長の要請に基づき、藏本活性化PT委員長は大要次の通り報告した。

青年経営者の会・「船舶の総トン数の測度に関する法律」提言書への対応について

第1回合同委員会で本件に対する自由意見を取り纏めた結果、業界の最優先課題である船員不足問題への対応を前面に、既存船事業者が新人船員を確保・育成するには、部屋の増設等を必要とするケースも予想され、増トンへの影響が懸念される。これらに対する法改正を要望するには、まずオフィシャルな形を取らず、合同委員会委員の協力を得て、各地方運輸局にて提言書に関する感触を探ることからはじめ、その内容を持ち寄り、昨日の合同委員会で今後の対応を検討した。

その結果、法改正に拘るには具体的なニーズの調査や要望するための根拠をはじめとする理論武装も必要であり、また、船員問題への対応には時間的余裕もない。

しかし、法改正に至らずとも、改修工事のモデルケースを作成することや、改正測度法に照らし合わせて再査定した場合の減トン例など、出来ることから取り組むことを選択し、これらの作業には、青年経営者の協力も不可欠であり、共同作業により目的の達成を図るという方向性を全会一致で決議し、その内容を纏めて青年経営者の会に報告書として提出することとした。

なお、各運輸局との相談レポートは個人名が記載されていることから、取り扱いは十分注意頂きたい旨附言した。

「コスト負担軽減に向けた諸施策の検討」について

藏本活性化PT委員長の要請により、河菜諸法制見直し検討委員会委員は大要次の通り報告した。

各部会から要望が出された事項に関して検討してきたが、検査証書の有効期間延長、主機関・補助機関の解放緩和、各種ポンプ類・空気圧縮機の解放緩和、逆転機・減速機・クラッチ等の解放緩和等については、運航の安全面から却って船主に負担がかかってくることも考えられ、今回は現状通りのままとした。

一方、諸法制見直し委員会としては沿海区域の拡大要望、限定近海区域の構造・設備要件の緩和要望に絞り、沿海資格船と限定近海資格船の構造・設備要件にどれだけの差があるのか、海技免状資格の違いも合わせ、資料を整理した上で、今後勉強会を開催することとした。

この後、藏本活性化PT委員長は合同委員会後の活性化PTにおいて、「船舶管理会社の活用」が大きく呼ばれながら活用が進まない原因は、「船舶管理会社」に対する認識が不十分であると同時に「船舶管理会社」の法的な位置付けがない、責任の所在の不明瞭等が考えられ、まずは活性化PT委員自身が「船舶管理会社」を理解するため、日本船舶管理者協会から講師の先生を招き、勉強会を開催した旨報告した。

以上の報告の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題 3. 6級海技士（機関）短期養成制度創設に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

昨年9月小比加会長名を以て総連合会宛創設支援方要請し、総連合会にて検討を行い、どれだけのニーズがあるかについて各位の協力の下、1／17締め切りにてアンケート調査を行った。

総連合会全体として190もの事業者から創設希望が出され、かつ、同制度修了者の採用予定者も300名弱あり、さらに採用時期は未定ながら採用意志のある事業者も30社弱あった。

斯様な状況から、同制度を創設すれば、船員志望者の裾野拡大となり、現状の機関士不足と将来の船員不足の解消につながり、ひいては優秀な船員志望者の確保・育成となることから、総連合会として国交省に対し、民間完結型の6級海技士（機関）短期養成制度の創設を要望した。

以上の報告の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題 4. 内航主要オペレーター輸送動向（1月実績値）に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告した。

内航主要オペレーター60社の1月分輸送実績である。全体的に、貨物船は台風による積み残しとアベノミクス効果による内需の増加等により3ヶ月連続2桁台の伸び率を示して好調を維持し、油送船も需要期に入ったことから微増となっている。油送船の場合、前年度並びに前々年度は原発事故による火力発電所向け燃料油の需要増で大きく輸送量を伸ばしていたため、前年度と比較すると微増となるが、大震災前の輸送量を維持しているとする見方もできる。

以上の報告の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題 5. 海技教育機構の入学定員等に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告し、了承された。

海技教育機構の入学定員は平成23年度に380名から350名に減員されたが、入学希望者は年々増加しており、船員不足が叫ばれている中、船員になろうとする若者をみすみす逃していることから、内航業界は関係方面に入学定員数の復活を要望し続けて来た。

その結果、26年度から館山・唐津が30名から40名に復活することとなった。残念ながら波方は復活に至っていないが、業界としては継続して復活方を要望することとしている。入学定員全体としては350名から370名に復活された。

なお、卒業生の受け入れ体制について今後とも引き続き協力願いたい。

議題 6. 総連合会・環境安全委員会関係

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告し、了承された。

「船内騒音の低減及び船員に対する騒音からの保護を図る」ことを騒音コードによって規制している。国際航海に従事する1,600G/T以上の船舶、内航船であって沿海区域（限定沿海区域を含む）以遠を航行区域とする1,600G/T以上の船舶が対象となる。2014年7月1日以後建造契約が結ばれる船舶に対して適用されるが、内航船は小型船が多いため、騒音対策が大変であることから第4章「騒音レベルの基準値」の規定は3年間猶予し、2017年7月1日以後の適用となる。

シップリサイクル条約の動向も、条約批准に向けた環境も加速化されてきており、2015年内に発効要件が充足され、24ヶ月後の2017年に条約の発効が見込まれている。

内航船もインベントリ（船舶の有害物質一覧表）を完備しておく必要があるのでご注意頂きたい。

以上の後、議長は燃料油価格の動向に関し1/3月期のA重油は3,000～3,100円UP、C重油は2,700～2,800円UPとなる模様である旨補足した。

議題 7. その他

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告し、了承された。

（1）消費税引き上げに伴う船舶内テレビNHK受信料変更に係る件

総連合会が唯一行っている共済事業である船舶内テレビのNHKとの団体契約である。本件、既に会員（18組合）各位には事務連絡済みであるが、平成26年4月1日より消費税が8%に引き上げられることに伴い、放送受信料が8,760円から9,090円に変更となる。

全海運は現在571者、1,055台、約924万円が団体契約に加入している。

平成26年度分の請求書は、従前同様7月頃会員（18組合）各位宛て送付予定である。

（2）内航船舶表示板作成取り次ぎ廃止の件

本件についても、既に会員（18組合）各位には事務連絡済みのものである。

総連合会が約半世紀に亘って取り次いできた内航船舶表示板について、現在では一定枚数が確保できた時点でメーカーに発注するため、事業者が総連合会に申し込んでから出来上がって受け取るまで、相当の月数を待つこととなり、その間表示板未装着のまま稼働するという状況を生んでいた。しかし昨今、総連合会を経由して発注するケースは激

減し、事業者自ら作製して装着しているケースが多くなってきたことから、今後は事業者各々で直接対応して頂くこととし、総連合会が取り次ぐことは廃止することとした。

(3)その他 今後の会議日程について

本件、今後の会議予定表に、以下の通り追記、訂正願いたい。

(追記)

4月16日(水) 12:00 内航海運活性化PT 神戸・東急イン
4月22日(火) 12:00 船員対策検討委員会〃〃

(訂正)

9月17日(水) 10:30 正副会長会議 博多・未定
12:00 第316回理事会〃〃

とあるのを

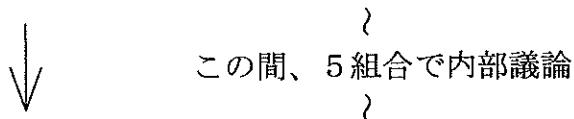
15:00 正副会長会議 博多・ホテルセントラーザ博多
16:00 第316回理事会〃〃
17:30 懇親会〃〃

に訂正願いたい。

(参考資料) 28年度以降暫定措置事業細則設定に係る論点整理について

現在、総連合会と5組合事務局間でどのような点を細則に盛り込むのか、洗い出し作業を始めた処であり、さらに数回洗い出し作業を開催することとしている。
スケジュールとしては、

6月の政策委員会：5組合で検討して頂くべき問題点を提示



11月の政策委員会：総連合会として成案

27年

1月又は3月の理事会：決定 → 28年3月まで1年間、組合員各位への周知期間

28年4月～実施

全海運内部の議論は規程関係検討委員会に担当して頂くこととしたので、ご協力願いたい。

以上の後、議長は全般的に意見・質問等を求めた処、オブザーバー参加者から、会議予

定表には例年早くから事務局研修会が組み込まれていたが、今回組み込まれていないのは開催しないということか、との質問があり、これに対し事務局は、未だ開催場所・日程等が確定できていないが、28年度以降の暫定措置事業に係る細則設定等の案件もあり、全国の事務局への説明、意見交換等重要事項があるので事務局研修会は開催させて頂くと回答し、了承された。

この後、議長は全ての議案審議が終了したことから、謝辞の後13：35閉会を宣した。

以上